

入札説明書等に関する回答書

令和6年6月11日

福島県相双地方振興局長

工 事 名	道路橋りょう整備（再復）工事（トンネル）
路 線 名	浪江三春線
工 事 番 号	第24-41370-0092号（以下「①工事」という。） 福島県双葉郡浪江町大字川房字矢具野地内（仮称）1号トンネル
工 事 箇 所	第24-41370-0093号（以下「②工事」という。） 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（浪江側）  第24-41370-0094号（以下「③工事」という。） 福島県双葉郡葛尾村大字葛尾字野行地内（仮称）2号トンネル（葛尾側）

質問対象・番号	質問事項	回答事項
1	技術提案書作成要領に、技術提案に当たっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。と記載されていますが、施工計画の工程計画については共通では記載できないと考えます。3工事分を様式2（その1）に3枚以内で作成するのか、ご教示願います。	様式2（その1）の作成は入札参加申請する工事のうち開札が最も早い工事について、3枚以内で作成願います。 なお、様式2（その2～5）及び様式3は、3件の工事に共通する内容として作成願います。
2	入札説明書P2 3. (5) 共同企業体構成員表（様式4） ..... 配置予定の技術者は複数名を申請し、落札者決定時に1人を選定することは可能である。・・・と記載されています。JVの各構成員ごと3人を限度に技術者の申請を行っても構わないとの理解でよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。 なお、様式4「3 配置技術者の資格・工事経験」については、必要な人数分を作成願います。
3	入札説明書P2 3入札に参加する者に必要な資格の確認において (2) 特定建設業の許可の写しと記載されていますが これは「特定建設業の許可について（通知）」のことでよろしいでしょうか。	貴見のとおりです。

4	<p>技術提案書作成要領の「2 技術提案の提出資料」では、「技術提案にあたっては、参加する工事の有無に関係なく、3件の工事に共通する内容とすること。」と記載されておりますが、工程計画作成を含みます技術審査書（様式2（その1～5））も同様に共通する内容を記載すると考えてよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	No. 1と同様。
5	<p>本工事は、大規模（3件一括）な工事であるため、工事内容の確認と質問の取り纏めに時間を要しております。 質問受付期間が令和6年6月4日から令和6年6月11日までと短期間となっており、質問受付期限の最終日の令和6年6月11日以降に、質問事項及び確認事項が生じた場合は、改めて質問の受付および回答の機会を設けて頂けるのでしょうか。ご教示願います。</p>	受付期間を過ぎて質問があった場合、回答予定日までに回答が可能な場合は受け付けます。
6	<p>同一の建設共同企業体で複数工事（2工事もしくは3工事）に応札する場合、（様式3）特定建設共同企業体協定書は、複数工事共通の協定書として作成するものと解釈してよろしいでしょうか？</p>	<p>協定書の内容が同一である場合、複数工事共通の協定書として作成し、内容が異なる場合、それぞれの協定書を作成してください。 ただし、複数工事の入札に参加する場合は、同じ代表者及び構成員で結成された特定建設共同企業体であることが必要ですので注意願います。</p>
7	<p>当該工事は、3件同時公告となっており、図面、仕様書等の発注図書も膨大な量となっております。質問提出期限が6月11日となっておりますが、それ以降に質疑事項が生じた場合、追加での質疑は可能でしょうか？</p>	No. 5と同様。
9	<p>施工計画の内、『1. 工事の工程表』は3工事に申請する場合、①工事、②工事、③工事のそれぞれで作成するという判断でよろしいでしょうか。1工事当り合計A4片面4枚（工程計画A4片面3枚、工事実施に当たっての留意点A4片面1枚）という判断でよろしいでしょうか。以上、ご教示願います。</p>	No. 1と同様。

- ①
- ②
- ③

10	<p>施工計画の内、『2. 工程、品質、出来形及び安全管理計画』、『3. 施工計画概要書』、『4. 主要工種の施工計画』および技術提案は3工事に共通する内容を記載するという判断でよろしいでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>No. 1と同様。</p>
11	<p>労務単価について当初設計から帰宅困難区域として、特殊勤務費が加算されていると考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
12	<p>現在の設計図書において防災箱抜きが計上されておりませんが、受注後の設計変更になると考えてよろしいでしょうか。また変更となる場合、技術提案や工程作成にあたり、防災箱抜きを考慮する必要があるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>防災箱抜きについては、設計変更の対象とし、工程上は通常断面掘削に併せて施工するものと考えております。なお、技術提案については、入札参加者の判断によります。</p>
13	<p>金抜設計書において、坑門工型枠に化粧型枠が計上されていますが、数量算出表に記載がありません。表型枠が対象となるのでしょうか。また乱反射防止や石模様等の模様の指定はあるのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>坑門工型枠については、表型枠が対象です。また、乱反射防止や石模様等の模様については、指定はありません。</p>
14	<p>金抜設計書において、換気設備の設定が送風機3000m<sup>3</sup>/min、集塵機2400m<sup>3</sup>/minとなっています。受注後の設計照査にて換気の計算をした結果、機種の変更が必要となった場合は、トンネル特別仕様書第七節第4条2.の当初設計条件の変更対象と考えて良いでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>
21	<p>入札監理課より令和6年5月28日付公開文書「建設工事において試験的に実施する「一抜け方式・一括審査方式」の取り扱い (2)一括審査方式 ウ 施工計画の適切性に対する評価 (技術審査書) 「様式第9号 (その1) 工事の工程表」については、数量等の違いにより工期が異なるなど同一のものが求められない場合は、一括審査の対象外とすることができます。とありますが、本工事は数量等の違いがある同一のものが求められない工事として該当するものではないのでしょうか。ご教示願います。</p>	<p>①②③工事については、数量等は異なるものの、主要工種や工期が同一であることから、一括審査の対象としております。</p>

	22	「技術提案書作成要領 3. 提案様式の記載にあたっての留意事項 (2)様式2 関係」について、様式2(1)について3枚以内で記載とありますが、①～③各工事に共通の工程表を3枚で作成するのでしょうか。または、①～③各工事でそれぞれ1枚の工程表を合計3枚作成するのでしょうか。ご教示お願いします。	No.1と同様。
	23	技術審査書作成要領 2技術提案の提出資料に記載ある「技術提案にあたっては、3件の工事に共通する内容とすること。」について、工程表に記載する工種については、3件の工事に共通(重複)する工種のみを記載すればよいのでしょうか。また、作業日数を算定する対象数量は、3件の工事で異なりますが、どのような考え方で作成すればよいのでしょうか。	No.1と同様。
① 工事	15	押え盛土(ソイルセメント)の仕様強度をご教示願います。 また、実施工時は配合試験で添加量を決定するため、現設計の添加量を開示願います。	仕様強度は1.0～1.5N/mm <sup>2</sup> 、当初設計添加量は5t/100m <sup>2</sup> です。
	16	金抜き設計書において、セメントは高炉B(バラ物)となっていますが、固化材セメント系一般軟弱土用フレコンの記載もあります。どちら正となるのでしょうか。ご教示願います。	高炉B(バラ物)です。
③ 工事	17	押え盛土(ソイルセメント)の仕様強度をご教示願います。 また、実施工時は配合試験で添加量を決定するため、現設計の添加量を開示願います。	No.15と同様。
	18	金抜き設計書において、セメントは高炉B(バラ物)となっていますが、固化材セメント系一般軟弱土用フレコンの記載もあります。どちら正となるのでしょうか。ご教示願います。	No.16と同様。

※提出された質問に対し、質問対象毎に付番(通し番号)しております。